

令和7年第1回  
対馬市議会定例会議案  
(追加)



対馬市

# 目 次

議案第 33 号	令和 7 年度対馬市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 34 号	対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 35 号	対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第 36 号	対馬市監査委員条例の一部を改正する条例	7
同意第 7 号	対馬市教育長の任命について	9

## 議案第 3 4 号

対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項及び第 2 項中「同項」を削る。

第 1 0 条の 2 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 1 7 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 1 9 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 1 9 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 1 9 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 4 0 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までをいう。）において、前項

に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第10条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和7年3月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 35 号

対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

対馬市職員の育児休業等に関する条例（平成 20 年対馬市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 14 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜



## 議案第 36 号

### 対馬市監査委員条例の一部を改正する条例

対馬市監査委員条例（平成 16 年対馬市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を第 14 条とし、第 7 条から第 11 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改め、同条を第 8 条とし、第 3 条から第 5 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（議員のうちから選任する監査委員）

第 3 条 監査委員は、議員のうちから選任しない。

（代表監査委員）

第 4 条 代表監査委員の選任は、監査委員の合議による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 8 条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年対馬市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分		報酬額	旅費額
監査委員	知識経験者	月額 104,000円	対馬市職員の旅費に関する条例(平成16年対馬市条例第50号)に規定する副市長及び教育長相当額
	議会選出者	月額 45,000円	

」を

「

区分		報酬額	旅費額
監査委員	知識経験者	月額 104,000円	対馬市職員の旅費に関する条例(平成16年対馬市条例第50号)に規定する副市長及び教育長相当額

」に

改める。

令和7年3月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

同意第7号


対馬市教育長の任命について

対馬市教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年3月14日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- |   |      |   |
|---|------|---|
| 1 | 住 所  | 対馬市美津島町   |
| 2 | 氏 名  | <small>なかしま きよし</small><br>中島 清志  |
| 3 | 生年月日 |  |